

令和3年度 岡山県水防協議会 次第

【議 題】

水防計画の改訂について

- (1) 洪水予報河川の基準水位の変更
- (2) 水位周知河川の通報先水防管理者の追加及び
基準水位の変更
- (3) 水位観測所の追加
- (4) 重要水防箇所の見直し
- (5) 水位情報の通知様式の変更

【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 岡山県水防計画の改訂案について
- ・ 資料2 参考資料

岡山県水防協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役名	役職名	氏名
会長	岡山県知事	伊原木 隆太
委員	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長	大作 和弘
	岡山市長	大森 雅夫
	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社長	平島 道孝
	岡山地方気象台長	赤木 万哲
	西日本電信電話株式会社岡山支店長	西川 智洋
	中国四国管区警察局岡山県情報通信部長	種田 英明
	日本放送協会岡山放送局長	滝沢 昌弘
	陸上自衛隊第13特科隊長	坂井 健一
	岡山県議会議員	中塚 周一
	岡山大学教授	藤井 和佐
	岡山県女性防火クラブ連絡協議会会長	山本 文子
	岡山県市長会会長	伊東 香織
	岡山県町村会会長	山崎 親男
	岡山県警察本部警備部長	渡邊 浩児
岡山県危機管理監	塩出 則夫	

令和 3 年度岡山県水防協議会

岡山県水防計画の改訂案について

岡 山 県

1 洪水予報河川の基準水位の変更

一級河川高梁川水系小田川において、氾濫危険水位等の基準水位の変更を行う。

(「令和2年度岡山県水防計画書」P19、27)

第4章 注意報及び警報とその措置

第2節 洪水予報及び水防警報とその措置

1 国土交通省及び気象庁による洪水予報

(3) 水位観測所

4 国土交通省が行う水防警報とその措置

(2) 水位観測所

【現行】

所管	河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岡山河川事務所	高梁川	日羽	総社市 日羽	7.70	8.90	10.30	11.00
		酒津	倉敷市 酒津	7.40	8.70	11.60	12.00
	小田川	矢掛	小田郡 矢掛町 矢掛	2.50	2.80	3.40	3.90

【変更】

所管	河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岡山河川事務所	高梁川	日羽	総社市 日羽	7.70	8.90	10.30	11.00
		酒津	倉敷市 酒津	7.40	8.70	11.60	12.00
	小田川	矢掛	小田郡 矢掛町 矢掛	<u>3.00</u>	<u>4.00</u>	<u>4.20</u>	<u>4.50</u>

※赤字が今回変更する箇所

2 水位周知河川の通報先水防管理者の追加及び基準水位の変更

(1) 通報先水防管理者の追加

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しにより、水位周知河川のうち4河川について、水位を通知する水防管理者（市町村）を追加する。

(2) 基準水位の変更

一級河川備中川の垂水観測所において、氾濫危険水位等の基準水位の変更を行う。

(「令和2年度岡山県水防計画書」P24)

第4章 注意報及び警報とその措置

第2節 洪水予報及び水防警報とその措置

3 岡山県による水位情報の通知及び周知

(2) 水位観測所

【現行】

河川名	観測所名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位	担当 県民局	通報先 水防管理者
一級河川 吉井川水系 吉井川	吹屋町	津山市 吹屋町	2.20	3.20	美作	津山市
	周匝	赤磐市 周匝	3.70	6.20	備前	赤磐市 和気町
一級河川 旭川水系 備中川	垂水	真庭市 下方	2.80	2.90	美作	真庭市
一級河川 吉井川水系 千田川	福中	瀬戸内市 邑久町 福中	3.30	3.40	備前	岡山市 瀬戸内市
	千田	瀬戸内市 長船町 福里	3.20	3.50	備前	瀬戸内市
一級河川 吉井川水系 香登川						

【変更】

河川名	観測所名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位	担当 県民局	通報先 水防管理者
一級河川 吉井川水系 吉井川	吹屋町	津山市 吹屋町	2.20	3.20	美作	津山市 <u>鏡野町</u> <u>美咲町</u>
	周匝	赤磐市 周匝	3.70	6.20	備前 <u>美作</u>	赤磐市 和気町 <u>美作市</u> <u>美咲町</u>
一級河川 旭川水系 備中川	垂水	真庭市 下方	<u>0.80</u>	<u>1.10</u>	美作	真庭市
一級河川 吉井川水系 千田川	福中	瀬戸内市 邑久町 福中	3.30	3.40	備前	岡山市 瀬戸内市
一級河川 吉井川水系 千田川 放水路	千田	瀬戸内市 長船町 福里	3.20	3.50	備前	瀬戸内市 <u>備前市</u> ^{注1)}
一級河川 吉井川水系 香登川						

注1) (一) 千田川、千田川放水路、香登川の洪水浸水想定区域の指定後に追加

※赤字が今回変更する箇所

3 水位観測所の追加

水位観測所は、県関係水位観測所で19箇所を追加する。

(「令和2年度岡山県水防計画書」P118 別表第44号下へ追加)

【変更】

水系		観測所名 ^{注2)}	位置			観測者	備考
本流	支流		都市	町村(区)	大字		
旭川	旭川	加佐見橋-U	真庭		禾津	県民局職員	川の水位情報
吉井川	梶並川	美久津橋-U	美作		余野	県民局職員	川の水位情報
吉井川	千町川	豊橋-U	岡山	(東区)	西大寺五明	県民局職員	川の水位情報
笹ヶ瀬川	足守川	共栄橋-U	岡山	(北区)	下土田	県民局職員	川の水位情報
里見川	里見川	竹川橋-U	倉敷		玉島阿賀崎	県民局職員	川の水位情報
吉井川	加茂川	南妙寺橋-U	津山		阿波	県民局職員	川の水位情報
吉井川	逆川	山王橋-U	津山		野介代	県民局職員	川の水位情報
吉田川	吉田川	吉田川46号橋-U	笠岡		小平井	県民局職員	川の水位情報
高梁川	稲木川	宮之前橋-U	井原		木之子町	県民局職員	川の水位情報
高梁川	成羽川	長屋橋-U	高梁		備中町長屋	県民局職員	川の水位情報
高梁川	小坂部川	山根川橋-U	新見		唐松	県民局職員	川の水位情報
旭川	新庄川	山根橋-U	真庭		美甘	県民局職員	川の水位情報
吉井川	吉野川	植木橋-U	美作		赤田	県民局職員	川の水位情報
里見川	佐方川	大井手橋-U	浅口		金光町佐方	県民局職員	川の水位情報
吉井川	初瀬川	稲坪橋-U	和気	和気	衣笠	県民局職員	川の水位情報
今立川	新庄川	2005号橋-U	浅口	里庄	新庄	県民局職員	川の水位情報
旭川	目木川	重定橋-U	苫田	鏡野	富東谷	県民局職員	川の水位情報
吉井川	滝川	前田橋-U	勝田	勝央	石生	県民局職員	川の水位情報
吉井川	吉井川	藤原橋-R	久米	美咲	藤原	県民局職員	川の水位情報

注2) U:超音波式、R:電波式、H:水圧式

※赤字が今回追加する箇所

4 重要水防箇所の見直し

重要水防箇所は、県管理河川等で8箇所の増、国管理河川で3箇所の減とする。

(「令和2年度岡山県水防計画書」P159 別表第56号重要水防箇所総括表を修正)

【現行】

区分 水系	県		国土交通省		計	
	吉井川	393箇所	57,655m	175箇所	35,760m	568箇所
旭川	355箇所	91,610m	104箇所	17,316m	459箇所	108,926m
高梁川	247箇所	55,670m	154箇所	54,287m	401箇所	109,957m
その他の水系	258箇所	74,160m	—	—	258箇所	74,160m
海岸	737箇所	600m	—	—	737箇所	600m
合計	1,990箇所	279,695m	433箇所	107,363m	2,423箇所	387,058m

【変更】

区分 水系	県		国土交通省		計	
	吉井川	386箇所	59,615m	174箇所	34,836m	560箇所
旭川	351箇所	91,405m	106箇所	16,866m	457箇所	108,271m
高梁川	250箇所	60,150m	150箇所	46,485m	400箇所	106,635m
その他の水系	248箇所	74,160m	—	—	248箇所	74,160m
海岸	763箇所	0m	—	—	763箇所	0m
合計	1,998箇所	285,330m	430箇所	98,187m	2,428箇所	383,517m

※赤字が今回変更する箇所

5 水位情報の通知様式の変更

災害対策基本法の改正^{注2)}により、警戒レベル4を「避難勧告と避難指示（緊急）」から「避難指示」へ一本化、かつ警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直されるため、洪水予報河川及び水位周知河川の通知表現を変更する。なお、様式の変更事例を次のとおり示す。

（「令和2年度岡山県水防計画書」P250、P253、P254、別添2）

注2）令和3年4月28日に国会で可決。令和3年5月20日に施行予定。

様式第2-1号

【現行】

様式第2-1号
発表形式

笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川氾濫危険情報

笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
岡山県備前県民局 岡山地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】笹ヶ瀬川の笹ヶ瀬水位観測所（岡山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。岡山市では、笹ヶ瀬川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】足守川の甫崎水位観測所（岡山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
笹ヶ瀬川流域	100ミリ	50ミリ

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
足守川流域	80ミリ	40ミリ

（水位）

笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル			
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
笹ヶ瀬 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	3.00-	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
	00日01時00分の予測	3.05-				
	00日02時00分の予測	3.10-				
	00日03時00分の予測	3.15-				
甫崎 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	3.30-				
	00日01時00分の予測	3.35-				
	00日02時00分の予測	3.45-				
	00日03時00分の予測	3.50-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

【変更】

様式第2-1号
発表形式

笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川氾濫危険情報

笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
岡山県備前県民局 岡山地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】笹ヶ瀬川の笹ヶ瀬水位観測所（岡山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、**避難指示**の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。岡山市では、笹ヶ瀬川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】足守川の甫崎水位観測所（岡山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、**高齢者等避難**の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
笹ヶ瀬川流域	100ミリ	50ミリ

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
足守川流域	80ミリ	40ミリ

（水位）

笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル			
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
笹ヶ瀬 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	3.00-	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
	00日01時00分の予測	3.05-				
	00日02時00分の予測	3.10-				
	00日03時00分の予測	3.15-				
甫崎 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	3.30-				
	00日01時00分の予測	3.35-				
	00日02時00分の予測	3.45-				
	00日03時00分の予測	3.50-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

様式2-3号

【現行】

様式第2-3号

発表形式

旭川水系旭川中流部氾濫危険情報

旭川水系旭川中流部洪水予報第0号
洪水警報
令和00年0月0日00時00分
岡山県備前県民局 岡山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】旭川水系旭川中流部では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】旭川の金川（県）水位観測所（岡山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。岡山市では、旭川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】旭川の金川（県）水位観測所（岡山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
旭川中流部流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

旭川水系旭川中流部の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
福渡 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	5.30-				
	00日01時00分の予測	-				
	00日02時00分の予測	-				
	00日03時00分の予測	-				
金川（県） 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	5.20-				
	00日01時00分の予測	5.30-				
	00日02時00分の予測	5.40-				
	00日03時00分の予測	5.50-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。



【変更】

様式第2-3号

発表形式

旭川水系旭川中流部氾濫危険情報

旭川水系旭川中流部洪水予報第0号
洪水警報
令和00年0月0日00時00分
岡山県備前県民局 岡山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】旭川水系旭川中流部では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】旭川の金川（県）水位観測所（岡山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、**避難指示**の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。岡山市では、旭川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】旭川の金川（県）水位観測所（岡山市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、**高齢者等避難**の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
旭川中流部流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

旭川水系旭川中流部の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
福渡 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	5.30-				
	00日01時00分の予測	-				
	00日02時00分の予測	-				
	00日03時00分の予測	-				
金川（県） 水位観測所 (岡山市)	00日00時00分の状況	5.20-				
	00日01時00分の予測	5.30-				
	00日02時00分の予測	5.40-				
	00日03時00分の予測	5.50-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

【現行】

様式第3-1号

氾濫警戒情報

【警戒レベル3相当】

()川水系()川

令和 年 月 日 時 分
岡山県 県民局発表

【主文】

()川は、()時()分に、()水位観測所地点で
避難判断水位()mに達しました。
避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位となりました。

※避難判断水位は、市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位です。

【問い合わせ先】 岡山県 県民局（担当者： ）
電話（ ） -

【変更】

様式第3-1号

氾濫警戒情報

【警戒レベル3相当】

()川水系()川

令和 年 月 日 時 分
岡山県 県民局発表

【主文】

()川は、()時()分に、()水位観測所地点で
避難判断水位()mに達しました。
高齢者等避難発令の目安となる水位となりました。

※避難判断水位は、市町村長の**高齢者等避難**発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位です。

【問い合わせ先】 岡山県 県民局（担当者： ）
電話（ ） -



【現行】

様式第3-2号

氾濫危険情報

【警戒レベル4相当】

()川水系()川

令和 年 月 日 時 分
岡山県 県民局発表

【主文】

()川は、()時()分に、()水位観測所地点で
氾濫危険水位()mに達しました。
避難勧告等の発令判断の目安となる水位となりましたので、関係住民
に対して水位情報の提供を行ってください。

※氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位であるとともに、住民の避難等の参考となる水位です。

【問い合わせ先】 岡山県 県民局（担当者： ）
電話 () -

【変更】

様式第3-2号

氾濫危険情報

【警戒レベル4相当】

()川水系()川

令和 年 月 日 時 分
岡山県 県民局発表

【主文】

()川は、()時()分に、()水位観測所地点で
氾濫危険水位()mに達しました。
避難指示の発令判断の目安となる水位となりましたので、関係住民
に対して水位情報の提供を行ってください。

※氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町村長の**避難指示**の発令判断の目安となる水位であるとともに、住民の避難等の参考となる水位です。

【問い合わせ先】 岡山県 県民局（担当者： ）
電話 () -



令和 3 年度 岡山県水防協議会

参 考 資 料

岡 山 県

洪水予報河川の基準水位の変更

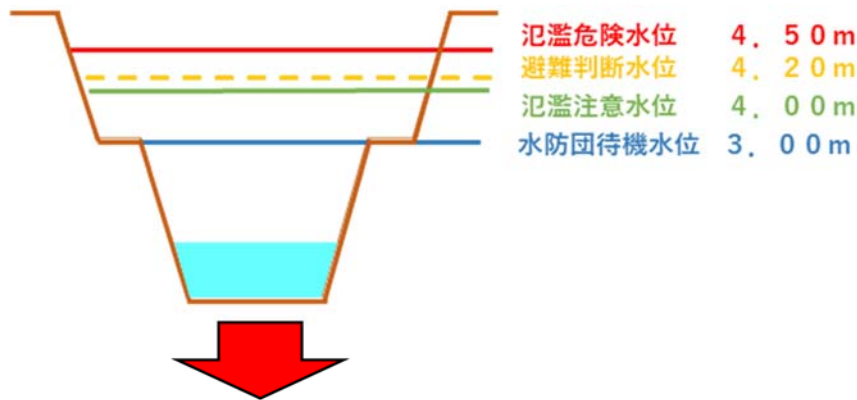
<概要>

一級河川高梁川水系小田川の矢掛水位観測所（小田郡矢掛町矢掛地内）において、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所と岡山地方気象台が共同で発表している「洪水予報」、及び岡山河川事務所が発表している「水防警報」の発表基準について、平成30年7月豪雨による被災により、暫定基準水位として引き下げて運用してきた。

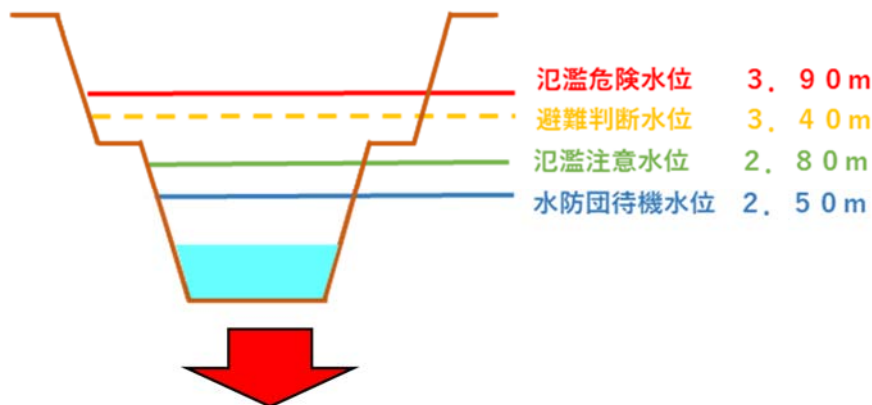
この度、被災箇所における本復旧が完了し、その後の洪水の発生に際しても異常が認められなかったため、暫定基準水位を従前の基準水位に戻して運用する。

<矢掛水位観測所の基準水位変遷>

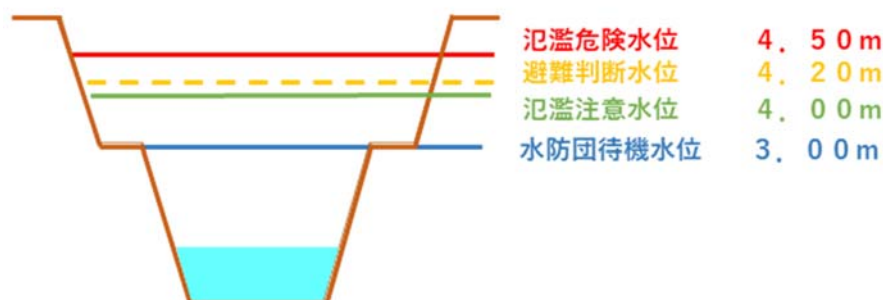
平成30年7月豪雨前の基準水位



平成30年7月豪雨後の暫定基準水位



今回変更の基準水位（平成30年7月豪雨前の基準水位に戻す）



水位周知河川の通報先水防管理者の追加及び基準水位の変更

(1) 通報先水防管理者の追加について

<概要>

昨年度以降、令和3年度出水期までに、12河川において想定最大規模降雨※による洪水浸水想定区域の指定が完了予定であることから、新たに洪水浸水想定区域に含まれる市町村を、水位の通報先の水防管理者に追加する。

なお、洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域、及び水深をシミュレーションにより求めたものである。洪水浸水想定区域図を基に、市町村において災害時の対応や避難場所の位置等の情報を具体的に記載したハザードマップが作成される。

(洪水浸水想定区域の指定状況)

R2.6.12 指定 : 吉井水系金剛川、八塔寺川

R2.10.2 指定 : 吉井水系吉井川、加茂川、宮川

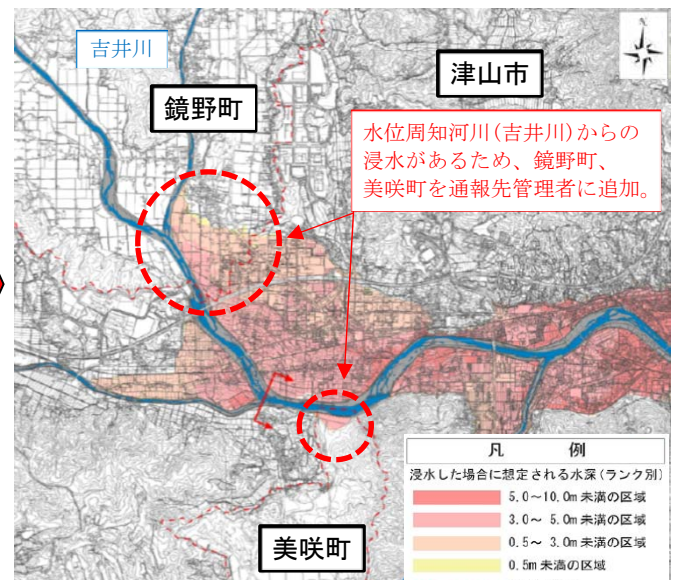
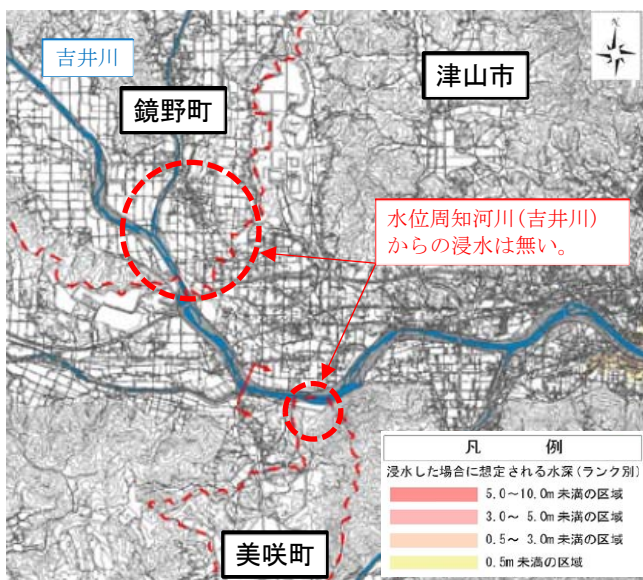
R3.1.19 指定 : 高梁川水系高梁川、成羽川

R3.6 指定予定 : 吉井水系千町川、千町古川、千田川、千田川放水路、香登川

<一級河川吉井川の事例>

計画規模の洪水に係る浸水想定区域
(令和2年10月)

想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域
(令和2年10月)



※想定最大規模降雨とは、激化する水災害に対処するため、施設の能力を上回る外力の発生を想定し、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量等により設定した想定し得る最大規模の降雨である。

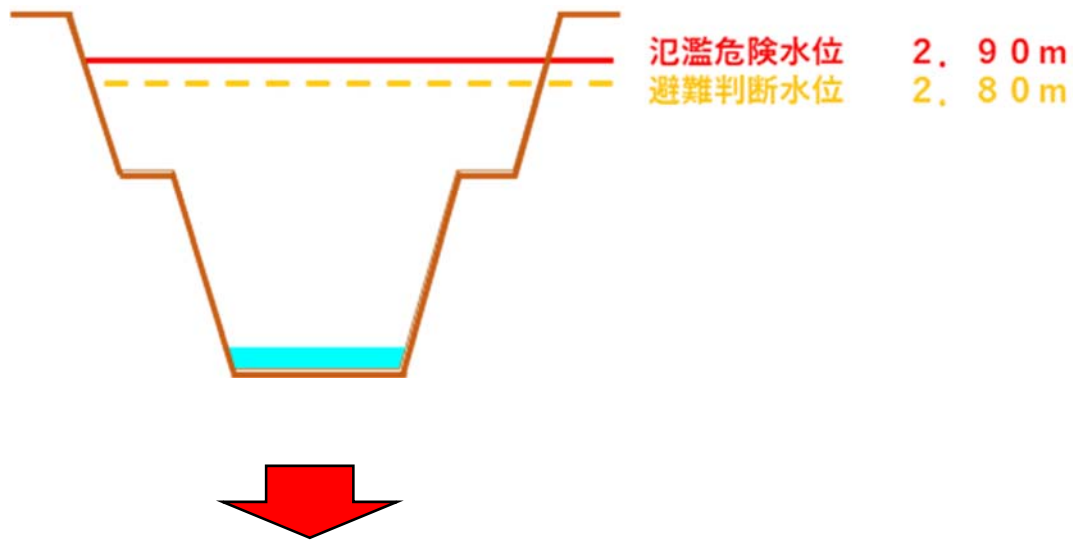
(2) 基準水位の変更

<概要>

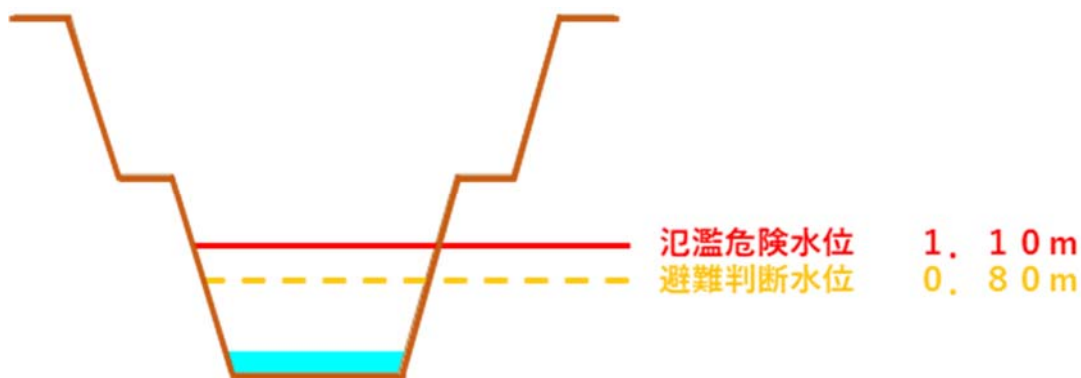
一級河川旭川水系備中川の垂水観測所（真庭市下方地内）において、近年の河川工事等により、河道の状況が大きく変化したことを踏まえ、今後の出水に対応するため、リードタイム（避難時間や避難所開設時間等）及び水位上昇速度を勘案し、基準水位の見直しを行う。

<垂水水位観測所の基準水位変更>

現在の基準水位



今回変更の基準水位



水位観測所の追加

<概要>

早期の水防活動や住民の避難判断等を支援するため、国が開発した低コストの水位計（危機管理型水位計）を活用し、水位観測所を増設することで、河川水位観測網の充実を図り、よりきめ細やかな水位情報の提供を行う。

本県では、これまでの浸水実績や沿川の土地利用状況、水位周知河川等の指定状況、合流点など水位上昇の生じやすさなどを総合的に判断し、平成30年度から水位計の増設を進めており、計画していた増設分については、令和2年度で完了した。

<水位観測所の設置状況>

令和元年度 166 箇所 → 令和2年度 185 箇所（+19 箇所）

<水位情報の提供>

- ・ 令和2年度設置分は、今年度の出水期までに公開予定
- ・ 水位情報は専用サイト「川の水位情報」で提供



重要水防箇所の見直し

<概要>

重要水防箇所とは、堤防高が低い箇所、堤防断面の不足する箇所、漏水箇所、陸閘※が設置されている箇所などを、洪水、高潮等の際、水防上特に注意を要する箇所として、県水防計画に定めるものである。

市町村は、水防活動時には、この重要水防箇所を重点的に巡視・点検し、異常を発見した場合、直ちに水防作業を開始しなければならない。

※陸閘とは、通常時は河川等の堤防を通行可能なよう途切れているが、出水時にはゲート等で塞いで堤防の役割を果たすよう設けられる施設である

「重要水防箇所評定基準案（H18.10.16 付、国土交通省河川局治水課長通達）」や県独自に定めた以下の項目等に従い、重要水防箇所の評定を行っている。

評 定 項 目	評 定 基 準
堤防高	堤防は計画どおりの高さかどうか
堤防断面	堤防断面は計画どおり確保されているかどうか
法崩れ・すべり	法崩れやすべりの実績がある箇所で、その対策が取られているか
漏水	漏水の実績がある箇所で、その対策が取られているか
水衝・洗掘	流水により深掘りされる部分の対策がとられているか
浸水リスク	既往洪水で、外水による家屋の浸水被害が発生し、水防上注意が必要な箇所で、所要の対策が取られているか

※その他「要注意区間」として、出水期中の工事箇所、築造後3年以内の新堤防、陸閘設置箇所等がある。



<令和3年度重要水防箇所の見直しについて>

重要水防箇所の見直しについては、不要な陸閘の廃止による削除や、堤防点検結果による漏水箇所の追加、平成30年7月豪雨で、家屋の浸水被害があった水防上注意が必要な箇所の追加などを行う。

水位情報の通知様式の変更

＜災害対策基本法の改正※の背景＞

- ・本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより、被災する者が多数発生。
- ・避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

※令和3年4月28日に国会で可決。

令和3年5月20日に施行予定。

＜対応の方向性＞

- ・避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化
- ・災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置付け
- ・早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し

警戒レベル	住民がとるべき行動	新・避難情報等
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※ ¹
~~~~＜警戒レベル4までに必ず避難！＞~~~~		
4	危険な場所から 全員避難	避難指示※ ²
3	危険な場所から 高齢者等は避難※ ³	高齢者等避難
2	自らの避難行動を 確認する	大雨・洪水・高潮 注意報（気象庁）
1	災害への心構えを 高める	早期注意情報 （気象庁）

### 参考（現行）

災害発生情報 (災害を確認したときに発令)
避難指示（緊急） 避難勧告
避難準備・高齢者等 避難開始
大雨・洪水・高潮注 意報（気象庁）
早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

資料) 「災害対策基本法等の一部を開始する法律案の概要（内閣府（防災担当））」及び「令和元年台風第19号を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」最終とりまとめを基に県が作成